

## 【別添1】

### 実施公告

次のとおり公募を行いますので、参加を希望される方は必要な書類を提出してください。

令和 7年 6月18日

名古屋観光検定実行委員会

委員長 上土井 崇之

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務名

名古屋観光検定管理運営業務委託

##### (2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

#### 2 業務の概要

##### (1) 契約形式

業務委託契約

##### (2) 契約上限金額

①7,990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

②受検料を有料にした場合・協賛金を獲得した場合の回収額に応じた追加発生する経費

※①②の合算金額を契約上限金額とする。

ただし、②は回収する受検料の総額および協賛金の総額の合算を超えないものとする。

##### (3) 契約期間

契約の日から令和 8年 3月13日(金)まで

#### 3 参加資格

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

##### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者

であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人若しくはその他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 7年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。又は、当該競争入札参加資格を有していない者で、令和 7年 7月15日午後 5時15分までに資格審査の申請を行い、本公募に係る契約締結の日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようしない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあっては、特別な理由があり適當と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (7) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあっては、本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (8) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察

本部長締結) 及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置(以下「排除措置」という。)の期間がない者であること。

(9) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。

#### 4 参加手続

(1) 担当部署および問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
名古屋観光検定実行委員会事務局  
(名古屋市観光文化交流局観光交流部観光推進課内)  
電話: 052-972-2406 FAX: 052-972-4200  
Mail: a2406@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 公募に関する質問の受付及び回答

ア 質問期間

令和7年6月18日(水)から令和7年7月2日(水)午後5時00分まで

イ 提出方法

質問票(様式1)に必要事項を記載し、上記(1)あてに持参、ファックス送信または電子メール送信のいずれかの方法により提出すること。

ウ 回答期限

令和7年7月4日(金)午後5時00分

エ 留意事項

- (ア) 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、名古屋市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (イ) 質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、参加資格確認申請書類、企画提案書及び見積書(以下「企画提案書等」という。)の提出前に名古屋市ホームページを必ず確認すること。
- (ウ) 上記(ア)に加え、質問者には個別に電子メールにより回答する。

(3) 企画提案書等の提出

以下のアの提出書類について、正本1部、副本7部の合計8部を作成すること。副本

には事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと。なお、提案者 1者につき 1提案に限ること。

ア 提出書類

(ア) 参加資格確認申請書（様式 2）

名古屋市内に本店、支店又は営業所等があることを証明できる書類を添付すること。（例：登記事項証明書又は納税証明書等）

(イ) 企画提案書（表紙）（様式 3）

(ウ) 業務実施体制（様式 4）

(エ) 業務の実施方針及び手法（様式 5）

(オ) 業務実績（様式 6）

記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。

こちらは正本 1部に添付するのみで構わない。

(カ) 見積書（様式 7）

見積金額の内訳が分かる積算内訳書（任意様式）を添付したうえで提出すること。

ただし当公告内2-(2) 契約上限金額における①②は分けて提出すること。②は概算費用とする。

イ 提出期間

令和 7年 7月 9日（水）午前 9時00分から令和 7年 7月16日（水）午後 5時00分まで（持参により提出する場合は、休日を除く。）

ウ 提出方法

上記アの提出書類を、上記（1）あてに持参又は郵送により、一度に全必要部数提出すること。郵送の場合は書留又は簡易書留に限る。上記イの提出期間 7月16日（水）午後 5時必着とし、提出期限を過ぎたものについては認めない。

エ 共同企業体による提出の場合

共同企業体を代表し、提案の代表者として連絡調整等を行う者を代表会社として指定し、代表会社が書類を提出すること。また、共同企業体構成員が内容の全てを確認し、同意を得た企画提案書を提出すること。

オ 提出書類の取扱い

(ア) 提出書類は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用せず、また、返却しない。

- (イ) 次のいずれかに該当する提出書類等は無効とする。
- a 参加資格を有しない者が提出した提出書類等
  - b 記入事項を判読できない提出書類等
  - c 参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした者が提出した提出書類等
  - d 虚偽の事項が記載された提出書類等
  - e 契約上限金額を超過した金額を記載した提出書類等
  - f 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した提出書類等
  - g 上記イの提出期間内に提出されなかった提出書類等
  - h その他本公告等に定める条件に違反した提出書類等
- (エ) 上記イの提出期間経過後は、提出書類等の差替え又は再提出は認めない。ただし、本実行委員会から指示があった場合を除く。
- (オ) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後、本実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた参加資格確認申請書類及び企画提案書等と同様に取り扱う。
- (カ) 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該企画提案書は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本実行委員会は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (キ) 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

## 5 審査及び契約候補者の選定方法

提出された企画提案書等について、次のとおり審査を実施する。なお、企画提案書の評価は、「名古屋観光検定管理運営業務委託事業者評価委員」が行う。

- (1) 審査の実施
- ア 第1次審査（書面審査）
- (ア) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等により、参加資格の有無について確認するとともに、別添の評価基準に従い書面審査を実施する。
- (イ) 第1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、点数が上位の5者に

対し、下記イの第 2次審査を行う。ただし、企画提案書等の提出者が 5者以下の場合は、第 1次審査を実施しない。

(ウ) 第 1次審査の結果及び第 2次審査の案内については、令和 7年7月17日（木）までに電子メールにて通知する。

イ 第 2次審査（ヒアリング）

(ア) 日程

令和 7年 7月18日（金）

なお、詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 第 2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、当該審査においては提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料及び機材等を使用しないこと。

(ウ) 評価基準については、第 1次審査と同じものを使用する。

(エ) 本審査への出席者は 2人以内（うち 1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とすること。なお、ヒアリング時間は提案者 1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

ウ 提案者の能力及び提案内容に係る評価基準

別添「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、契約候補者となることができる最低基準点以上の点数を得た提案者のうち最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。なお、契約候補者が、契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とするが、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として名古屋市競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(ア) 参加資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止（名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあっては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

- ウ 提案者が 1者のみであった場合でも本公募は成立するものとする。
- エ 本公告に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のとおり無資格理由について説明を求めることができる。
  - (ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
  - (イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期限の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

## 6 審査結果の通知及び結果の公表

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した全ての提案者に対して通知する。
- (2) 全ての提案者の順位及び評価点数を含む審査結果は、名古屋市ホームページにおいて公表する。

## 7 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

- (1) 受付場所
  - 4(1) に同じ
- (2) 受付時間
  - 午前 9時00分から午後 5時00分まで
- (3) 書面の提出方法
  - 持参
- (4) 説明に対する回答
  - 説明に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面で行う。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

## 8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 本公募の提案者が本実行委員会から受領した書類は、本実行委員会の承諾なく公表又は使用してはならない。

(6) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由。）により届け出ること。

(7) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(8) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本実行委員会が認める場合はこの限りではない。

(9) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(10) この契約において、談合その他の不正行為により本協議会が被った金銭的損害の賠償については、名古屋市「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(11) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがある。